

別表（第3条関係）西予市子育て応援事業所サービス分類表

サービス分類	サービス 番号	サービス内容
1 子育て家庭が立ち寄りやすい環境づくり	1－1	子どもが遊べるスペースを設置している。
	1－2	店舗等を利用する際に、託児（親の目が届く範囲で子どもの相手をするものを含む。）を行っている。
	1－3	子育て家庭が休憩するスペースがある。
	1－4	子育て家庭が交流できるスペースがある。
	1－5	乳幼児の食事メニュー又は食品を扱っている。
	1－6	乳幼児用の食器、椅子等の貸出しを行っている。
	1－7	子ども又は妊産婦用品を主に取り扱いっており、商品の選定、使用等に関する相談に対応することができる。
	1－8	その他子育て家庭が立ち寄りやすい環境づくりに努めている。
2 子育て家庭へのサービスの実施	2－1	子育て家庭が添付等を利用した場合の利用料等について、優待、割引等を行っている。
	2－2	子育て家庭が物品を購入した場合に、代金の割引、店舗等で発行しているポイント等に関する優待を行っている。
	2－3	子育て家庭が店舗等を利用した場合に、プレゼントを贈呈している。
3 子育て家庭が参加できる事業の実施	3－1	子育て家庭向けの相談会や講座を実施している。
	3－2	子どもに関するイベント等を開催している。
4 仕事と子育ての両立の促進	4－1	従業員に対する育児休業、看護休暇等の取得促進、短期間勤務制度、在宅勤務制度等の充実に努めている。
	4－2	店舗等に従業員の利用を主とする託児施設を設置している。
	4－3	店舗等に仕事と子育ての両立についての相談又は情報提供を行う窓口を設置している。
	4－4	その他従業員に対する子育て支援に関する取組を実施している。
5 ふるさとへの愛着や誇りを育む環境づくり	5－1	市内学生を対象に、市内企業の魅力を伝え、働くことを意識する取組を行っている。
6 市の行う子育て支援の促進	6－1	市の子育て支援に賛同する取組を実施している。